

高等学校等就学支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校（第1学年～第3学年）の学生で「市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額の合計額」が50万7000円（年収910万円程度）未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。なお、保護者（学生の親権者）の所得に応じて就学支援金の加算または、未支給となることがあります。

2. 就学支援金支給額（国立高等専門学校の場合）

※授業料は、年間234,600円（月額換算19,550円（a））です。

（2019年7月以降）

| 市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額 （保護者等合算額） | 就学支援金支給額(b) | 授業料本人負担額 (a)-(b) |
|-----------------------------------|----------------------|---------------------|
| 50万7,000円以上 | 月額0円（支給なし） | 月額19,550円 |
| 25万7,500円以上～50万7,000円未満 | 月額9,900円（一律支給のみ） | 月額9,650円 |
| 8万5,500円以上～25万7,500円未満 | 月額14,850円（加算額4,950円） | 月額4,700円 |
| 0円（非課税）～8万5,500円未満 | 月額19,550円（加算額9,650円） | 月額0円 |

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくこととなります。（上図参照）

※保護者全員（父母両方（収入が無くても必要））の市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額（100円未満切捨て）の合算額で判定します。

※保護者全員の所得割額が確認できない場合、加算は受給できません（一律支給9,900円のみを受給）。

※就学支援金は市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額の合計額を基準に支給されるため、**保護者等の失職、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります**。その場合でも、本制度とは別に、**家計急変支援金制度の対象となる場合があります**ので、詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせ下さい。

3. 受給資格認定・収入状況届出等の申請

第1学年時は、2019年4～6月の支給を2018年度の市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額の合計額で、2019年7月～2020年6月の支給を2019年度の市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額の合計額で判定します。

2019年度の収入状況届出からは、従来の課税証明書に代わり、保護者等の「個人番号（マイナンバー）」を所定の方法により学校窓口へ提出頂くことにより、収入状況を申請いただけます。

また、就学支援金を受給している学生は提出期限までに収入状況届出書等を正当な理由がなく提出しない場合は、就学支援金が一時差し止めとなり、収入状況届出書等を提出するまでの間の月は就学支援金を受給することができません。

※提出頂きました「個人番号カード（写）等貼付台紙」の内容に基づき、文部科学省にて、収入状況を確認します。

※従前のおり課税証明書による申請も可能です。

4. 必要な手続き

提出書類及び提出時期

各人により、提出書類が異なりますので、該当する書類をご提出ください。

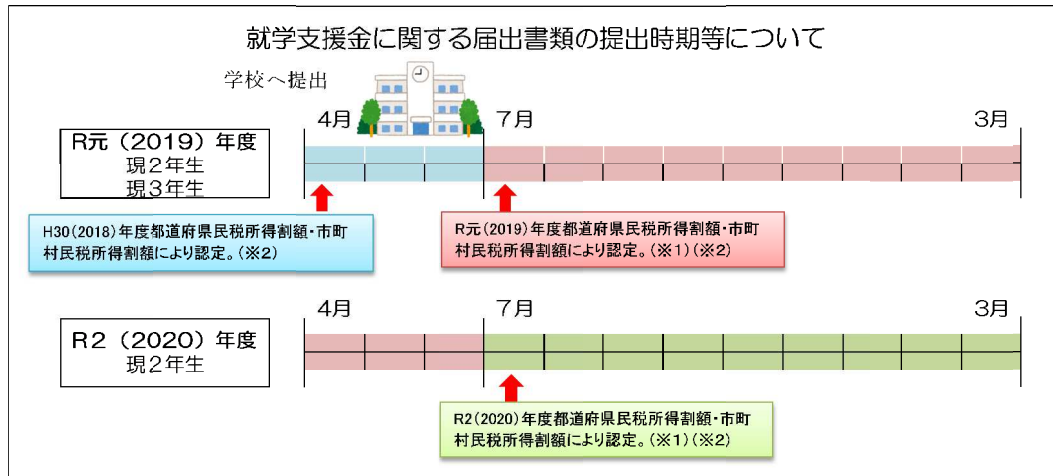
《7月 以降》

| 対象 | 提出書類 |
|----------------|---|
| 4月も7月も受給対象となる方 | <ul style="list-style-type: none"> ○収入状況届出書 ○保護者等の「個人番号（マイナンバー）」を貼付した「個人番号カード（写）等貼付台紙（※）」（または、課税証明書（原本）） （※郵送の場合は、本人確認資料を貼付した「本人確認資料貼付台紙」を添付） ○高等学校等就学支援金（7月時点）意向確認書 兼 保護者等状況確認書 |

問合せ先
大分工業高等専門学校
学生課学生支援係
TEL: 097-552-6365

（裏面有り）

| | |
|------------------------|--|
| 4月は受給対象外で、7月から受給対象となる方 | ○高等学校等就学支援金（7月時点）意向確認書 兼 保護者等状況確認書 システムでの手続きが必要ですので、学校担当者に「7月から新しく受給対象となる」旨、併せて申し出てください。 ＜参考：システムでの手続き後、提出が必要な手続き＞ ○保護者等の「個人番号（マイナンバー）」を貼付した「個人番号カード（写）等貼付台紙（※）」（または、課税証明書（原本）） （※郵送の場合は、本人確認資料を貼付した「本人確認資料貼付台紙」を添付） |
| 4月は受給対象で、7月から受給対象外となる方 | ○高等学校等就学支援金（7月時点）意向確認書 兼 保護者等状況確認書 |
| 4月も7月も受給対象外の方 | ○高等学校等就学支援金（7月時点）意向確認書 兼 保護者等状況確認書 |



- ※1 提出頂きました「個人番号カード（写）等貼付台紙」の内容に基づき、文部科学省にて、収入状況を確認します。
- ※2 「高等学校等就学支援金（7月時点）意向確認書 兼 保護者等状況確認書」については、対象の方は、受給の有無にかかわらず、毎年提出頂く予定です。また、課税証明書（原本）による申請の場合は、毎年提出が必要です。

《随 時》

就学支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- ・休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合
- ・2019年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得割額の変更があった場合（2018年以前の所得割額の変更も対象）

5. 就学支援金制度の諸注意

○就学支援金の所得確認は、原則として保護者（親権者）の所得割額を合算した額を基準とします。離婚等で保護者（親権者）が一人の場合はその保護者（親権者）の税額で、親権者がいない場合で未成年後見人がいる場合は未成年後見人の（成人の学生等）で学生が主として他の者の収入で生計を維持しているときには、その方の税額で所得確認を行います。また、親権者も生計維持者もないときには、学生本人の税額で所得確認を行います。

○就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の満了、退学、転学等）した月に終了します。したがって、期の途中で退学する場合は、退学する月の翌月から就学支援金は支給されなくなるので、退学により支給されなくなる就学支援金相当額を含めて授業料を負担していただく場合があります。

《重要》

- 就学支援金受給中に 以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。
- ・休学・復学
 - ・婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合
 - ・2019年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得割額の変更があった場合（2018年以前の所得割額の変更も対象）

（裏面有り）